

災害救助法の見直しについて

平成 30 年 4 月 17 日

1. これまでの経緯

(27 年 1 月)

○閣議決定（平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針）

- ・災害救助法の改正は必要なし。
- ・あらかじめ委任する救助の内容等を定めておくことが有効であると内閣府が地方公共団体に通知。（27 年 3 月）

(28 年 12 月～29 年 12 月)

○内閣府 災害救助に関する実務検討会

- ・内閣府、都道府県 5 県、指定都市 4 市が参加。
- ・災害救助に関する実務検討会 5 回、作業グループ 3 回開催。
- ・29 年 12 月に「災害救助に関する実務検討会（最終報告）」（別紙 1）を公表。

(29 年 12 月)

○全国知事会 声明文の発出

- ・全国知事会名で声明文「内閣府が進める災害救助法制の見直しについて」（別紙 2）を発出。
- ・現行の事務委任方式が最も合理的であること、権限移譲により資源の先取りの懸念があることなどを表明。

(30 年 2 月～3 月)

○内閣府 大規模・広域災害発生時の災害救助事務の連携強化に関する協議の場

- ・3 県（宮城県、愛知県、兵庫県）で開催。
- ・最終報告等を踏まえ、都道府県の広域調整による物資（応急仮設住宅）の円滑な調達・配分の仕組みや、関係業界との連携方策を検討。

(30 年 3 月)

○全国知事会 声明文の発出

- ・全国知事会長名で声明文「災害救助法制の見直しについて」（別紙 3）を発出。
- ・現行制度を変更すべきではないことを表明。

(30 年 4 月)

○自民党政務調査会災害対策特別委員会

- ・自民党政務調査会災害対策特別委員会で全国知事会（神奈川県知事）及び指定都市市長会（横浜市長）の双方よりヒアリング。

2. 災害救助に関する実務検討会（最終報告）のポイント

	都道府県意見	報告書のまとめ
法改正の必要性	現行の委任制度で対応可能であり、法改正の必要性はない。	現行の委任制度の枠組みに加えて、地域の実情に応じた災害対応の一つの選択肢として、包括道府県と連携体制が取れる指定都市を新たな救助主体とする。
広域調整権の在り方	新しい救助主体となった指定都市が資源を先取りするなどをする。	資源の調達・配分計画を道府県が策定し、指定都市はその計画のもとで救助を実施する。

【結論】 現行の委任方式に加えて、包括道府県と連携体制が取れる指定都市を新しい救助主体とし、併せて、都道府県からの様々な懸念に対応するため、都道府県の広域調整権が適切に機能するように、法律で明記する。

⇒全国知事会としては、大規模災害時に被災者の救助活動を迅速かつ円滑に実施するためには、救助主体を一元化し、シンプルに対応することが必要であることから、現行の事務委任制度を堅持することを求め、12 月、3 月に声明文を発出。